

崖線の緑を保全するためのガイドライン

平成24年3月



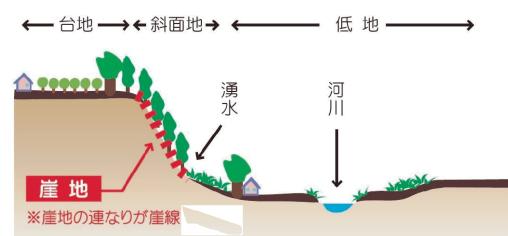
目次

	頁
1 本書の概要	1～4
1) 崖線（がいせん）とは	
2) 本書の目的	
3) 現状及び取組の背景	
4) 崖線の縁を保全するまでの課題	
5) 行政間を超えた取組の必要性	
6) 本書の構成	
2 保全に向けた検討手順	4～10
1) 各自治体が一体的に取り組む場の設定	
2) 崖線の縁の現況把握	
3) 縁の現況評価及び保全優先度の設定	
4) 保全方策の検討	
3 保全に向けた具体的な取組	11～13
4 参考資料	14～31
1) モデル事例	
～多摩川由来の崖線の縁保全に向けてのガイドライン～	
～多摩川由来の崖線の縁を保全する協議会設置要綱～	
～多摩川由来の崖線の縁を考えるシボジウム・ウォーカリー概要～	
2) 多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱（抜粋）	
3) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」（抜粋）	

1 本書の概要

1) 崖線（がいせん）とは

崖線は、多摩川などの河川や東京湾の海の浸食作用でできた崖地の連なりである。崖線の縁は、自然の地形を残し、かつ市街地の中で区市町村界を超えて連続して存在する縁であり、東京の縁の骨格となっている。また、崖線下には多くの湧水や動植物などの資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっている。



多摩川由来の崖線

崖線の断面図

2) 本書の目的

このガイドラインは、東京の縁の骨格である崖線の保全や活用を図るために、関係する区市町村等が連携した取組を進めるための手法、手順及び基本的な考え方を示すものである。

また、平成 23 年度より、「多摩川由来の崖線」をモデルとした取組を進めており、その取組内容、成果を参考として掲載している。

3) 現状及び取組の背景

平成 22 年 5 月に東京都と区市町村が策定した「緑確保の総合的な方針」において、都内には大小約 40 か所、延長約 230km に及ぶ崖線が存在しており、その 45% が縁で被われているという現状が明らかになっている。

現在では市街地に残された貴重な縁として認識されている一方、一部において崖線での開発行為も見受けられ、崖線の縁は年々減少する傾向にある。



※「緑確保の総合的な方針」を基に作成

(参考：緑確保の総合的な方針（平成 22 年 5 月）より抜粋)

崖線の緑の保全

ねらい

崖線の緑は、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っており、行政界を超えて、一体的に保全を推進する必要がある。

具体的取組

- 立川崖線を主体とする多摩川由来の崖線（仮称）への取組をモデルとし、関係市と東京都で検討する協議体を設置
- 上記崖線の検討後、南北崖線、国分寺崖線についても実施予定
- 崖線の緑の保全の重要性を普及啓発するシンポジウムや崖線を分かりやすく見せるマップの作成、崖線の現況を把握する調査などを実施
- 緑地保全、建築・開発規制、景観形成など各種制度を組み合わせた保全手法や適切な維持管理手法などを取りまとめた崖線の緑を保全するガイドラインを策定、実現に向け取組

取組の主体

関係する区市町が主体、都は広域的観点から技術的支援や調整を担当



対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地

4) 緑保全における課題

平成21年に東京都が民有地の緑の保全について行なったモニターアンケート調査の結果では、民有地の緑の保全をすることについて「必要だと思う」が73%、「どちらかといえば必要だと思う」が25%を占めており、緑保全の必要性を強く感じている都民が多いことが伺える。

一方で、崖線の緑保全については、主に以下の課題があり、多様な主体が連携しながら、課題の解決に向けて取り組んでいく必要がある。

- ・保全する緑が不明確である

崖線は崖地に連なる緑という定義があるものの、その緑の所有状況や管理状況等については明らかになっていないことが多い。そのため、緑の保全制度の適用について計画的、戦略的に行なうことが難しい状況にある。

- ・開発時における緑の保全方策の検討

いわゆる「斜面地マンション」建設の増加等により、開発時に崖地の緑が失われるごとに、崖線の緑が分断され、崖線の緑の特色である連續性の担保が難しくなっている。開発時における緑の保全について、各種の規制や誘導方策を適切に適用できる仕組みの構築が課題となっている。

- ・緑の所有者の管理負担の軽減

緑の所有者は、剪定・落ち葉掃き等の日常的な管理負担に加え、ごみ等の不法投棄の対応などの問題も抱え、さらに高齢化等により緑を良好に管理することが大きな負担となっている場合もある。所有者への管理負担の軽減策の検討が課題である。

- ・崖線の緑に関する認識不足

崖線の緑の多様な役割や連續性を保っていくことの重要性が広く社会に認識されていないことが、緑の所有者の心理的な負担等にもつながっており、崖線の緑保全の重要性や保全活動に積極的に参加していくような環境づくりが課題となっている。

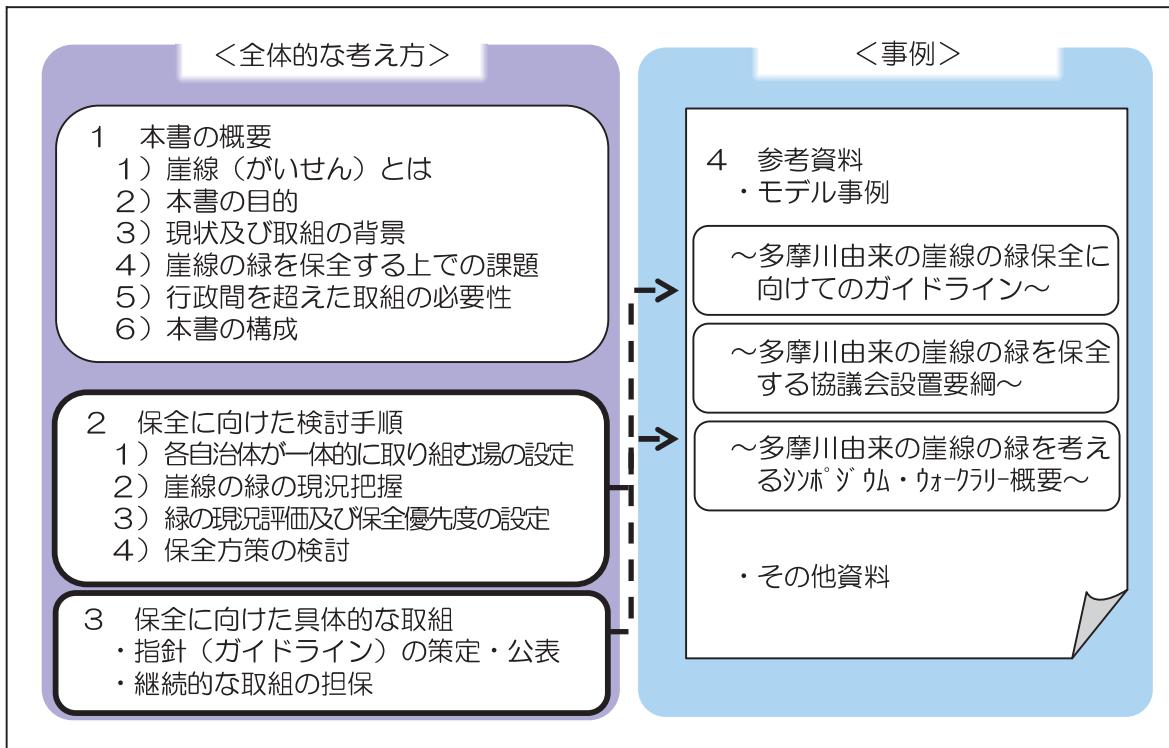
- ・多様な主体の連携

崖線の緑を今以上に減らさず、良好な状態を保っていくためには、行政単独での取組や所有者単独での管理だけでは不十分である。行政間の連携に始まり、行政内部の連携、緑の保全活動に係る市民活動団体間、周辺の企業等の各主体が共通理解の下で、横断的な取組を展開していくことが求められている。

5) 行政間を超えた取組の必要性

崖線は、行政区域をまたいで連続した緑を形成しているが、緑の保全の取組は自治体によって違いがある。崖線の緑の連續性を保つことは、景観面からも自然環境面からも重要であり、その取組は関係自治体が連携して同じ方向性の下で取り組むことが必要である。そのため、本書では、関係自治体が連携して崖線の緑保全に向けて取り組むための手順や検討手法、モデル地区における取組成果を掲載する。

6) 本書の構成



2 保全に向けた検討手順

行政間を超えて、崖線の縁保全に取り組むための検討手順、検討手法及び留意事項などを以下に記載する。

1) 各自治体が一体的に取り組む場の設定

各崖線の縁の保全に向けて、その崖線を保有する自治体が共通の方向性を定めて取り組むためには、協議や共通認識を醸成するための場を設定し、合意形成を行いながら進めることが効果的である。例えば、「協議会」のような場を設定し、各区市町村が委員となり構成する。また、東京都は広域的な観点からの技術的な支援や調整を担う目的から、構成員として参加することが望ましい。協議会の規約（要綱）には、協議会の趣旨、所掌事項、構成員、役員及び任期、職務、事務局に関する事項などを定める。

なお、座長や副座長の主要な役職に関しては、協議会における各区市町村の主体的な取組を促す見地や特定の自治体の負担を軽減する観点からも、輪番制とすることが望ましい。

2) 崖線の縁の現況把握

崖線については、「縁確保の総合的な方針」において、1頁の都内崖線位置図のとお

り分類されている。しかし、崖線内の縁の現況については、崖線毎に統一した視点からの把握がなされていない状況が多い。まず、崖線の縁の状況を現地調査等も踏まえて把握することが重要である。

なお、統一した視点の下で現況把握することがその後の取組に対して有効であることから、現況調査については、広域的な取組として協議会等が実施し、取りまとめることが望ましい。現況調査を行う内容は少なくとも以下の内容について実施する。

①樹林地の分布

土地利用現況調査や縁確保の総合的な方針に基づく「既存の縁を守る方針図」「縁のまちづくり指針図」等から当該崖線の範囲に存在する樹林地を抽出し整理する。抽出した樹林地のうち、一団のまとまった樹林地にグルーピングし、その後の検討作業を行い易くすることが望ましい。グルーピングに当たっては、以下の例のような考え方で行う。

- 例) ・地形の連續性、景観から見て一体性のある樹林地として判断できるものは一つの樹林地としてグルーピングする。
・おおむね 300 m²以上をグルーピングの目安とする（一般的に保存樹林の指定基準が 300 m²以上の場合が多いため）。
・300m²以下の小規模樹林地であっても、景観上特に重要と思われる樹林地については対象樹林地とする（例：ケヤキの大木が生育する小規模樹林地など）。
・崖線を造成し、後から造成し植栽した樹林地であっても、景観上良好と判断できるものについては対象とする。

なお、地域の実情に応じて、相応しいグルーピングの考え方を協議会が主体となり検討し、決定することが望ましい。

②縁に関する制度・方針

①で整理した樹林地について、都市計画公園緑地、特別緑地保全地区、東京都緑地保全地域、保存樹林、保存樹木、都市公園、縁確保の総合的な方針に基づく確保地等について、調査し整理する。

③植生・管理状態等

①で整理した樹林地について、現地調査や空中写真等からの判別により、植生・管理状態等を把握し整理する。また当該樹林地における緑地保全のためのボランティア活動等の有無を調査する。

④土地所有状況

①で整理した樹林地について、土地所有状況を調査する。所有の概要別（例えば、「公共」「寺社」「企業」「個人」など）に分類し整理を行う。特に詳細な所有状況等

の調査を必要とする場合は別として、所有の概要が把握することを目的として調査を行う。なお、調査の際は、個人情報等の取扱に十分留意して行う。

⑤土地利用等

①で整理した樹林地周辺の官公庁施設や道路などの周辺の土地利用や今後整備が予定される都市計画道路等、周辺に存在する湧水や屋敷林などの環境資源などを調査し整理する。

なお、調査結果については、協議会における取組に反映する目的から各自治体共通の様式・図面形式で整理することが望ましい（6頁参照）。

3) 緑の現況評価及び保全優先度の設定

2) で把握した崖線の緑を対象とし、一定の評価軸に基づいて、評価を行い、保全優先度の高い緑を抽出する。一定の評価軸とは、例えば、「緑の保全制度の適用状況」「所有状態の安定性」「計画条件・各自治体の行政計画上の位置付け」「自然的条件」「社会的条件」などの内容について協議会で協議し設定する。さらに各評価軸の中に個別の評価項目を設け、評価項目毎に評価値を設定し、点数などで総合評価することが望ましい。

例) 評価項目

大項目	中項目	小項目
計画条件	O1 特別緑地保全地区・都緑地保全地域等	全て特緑保等・一部特緑保等・なし
	O2 都市計画公園・緑地・都市公園等	全て都市計画公園等・一部都市計画公園等 なし
	O3 1・2以外の法・条例・要綱による保全制度等	全て条例・要綱緑地等・一部条例・要綱緑地等・なし
	O4 土地所有状況	公共・寺社・企業・個人（割合で表示） 全て公共・公共一部・公共なし
	O5 「緑確保の総合的な方針」に基づく 確保地等	水準1・水準2・水準3・確保候補地・その他
	O6 行政計画による位置づけ	ある・ない
	O7 管理の状況	良・普通・悪い
	O8 ボランティア活動団体	ある・ない
	O9 都市計画道路等	ある・ない（評価しない）
	10 近辺の地価	円/m ² （評価しない）

大項目	中項目	小項目
自然的条件	11 植生（緑の質）	樹林優・樹林良・草地混在
	12 規模（面積）	0.3ha以上・0.3ha未満
	13 傾斜と高低差（傾斜 30 度以上かつ 高低差 5m以上）	ある・ない
	14 湧水	ある・ない
	15 河川・水路・農地との一体性	ある・ない
	16 希少種などの存在	ある・ない
社会的条件	17 歴史的文化財との一体性	ある・ない
	18 屋敷林	ある・ない
	19 景観重要度	高・中・低
	20 都市公園等との連続性	ある・ない

例) 評価基準と配点

中項目	小項目	評価点	評価の基準	評価の意図・視点・根拠等
O1 特別緑地保全地区・都綠地保全地域等	『全て特綠保等』	2	全域が特別緑地保全地区又は都綠地保全地域等に指定されている樹林地	買取り請求制度のある緑地保全制度により、確実に保全が図られている、又は図られることが確実な樹林地を把握する。
	『一部特綠保等』	1	一部が特別緑地保全地区又は都綠地保全地域等に指定されている樹林地	
	『特綠保なし』	0	上記以外の樹林地	
O2 都市計画公園・緑地・都市公園等	『全て都市計画公園等』	2	全域が都市計画公園・緑地、都市公園等に指定されている樹林地	都市計画公園・緑地、都市公園法、条例等の制度で設置・管理している都市公園、公園等を把握する。 (都計) → 都市計画公園・緑地 (都公) → 都市公園法に基づき設置・管理している都市公園 (条公) → 条例等に基づく上記(都公)以外の公園 ※(都計)と(都公)の区域が同一の場合は(都公)を優先して記載し、(都計)は記載しない。
	『一部都市計画公園等』	1	一部が都市計画公園・緑地、都市公園等に指定されている樹林地	
	『なし』	0	上記以外の樹林地	

中項目	小項目	評価点	評価の基準	評価の意図・視点・根拠等
03 1・2 以外の法・条例・要綱による保全制度等	『全て条例・要綱緑地等』	2	全域が、法・条例・要綱等により、保存樹林、市民の森等に指定されている樹林地	樹林の保全を目的とし、許可による行為制限や税の優遇、届出や協定などのゆるやかな制度で保全が図られている樹林地を把握する。条例等に基づく保存樹林・保存樹木（複数存在する場合）・保安林・都立自然公園区域等も含める。
	『一部条例・要綱緑地等』	1	一部が、法・条例・要綱等により、保存樹林、市民の森等に指定されている樹林地	
	『なし』	0	上記以外の樹林地	
04 土地所有状況	『公』『寺』『企』『個』	2	全て公共用地	公団・土地台帳等から把握する 『公共』『寺社』『企業』個人』を割合で示す。
		1	一部公共用地	
		0	公共用地なし	
05 「緑確保の総合的な方針」に基づく方針	『水準1』	5	計画期間内に、緑地の買い取りにより保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制を掛けることにより確実に保全していくもの	保全手法の検討資料として活用する。
	『水準2』	4	計画期間内に、法や条例に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの	
	『水準3』	3	計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの	
	『確保候補地』	2	計画期間にとらわれず、保全を目指して『水準1』～『水準3』に上げていく考え方のあるもの	
	『その他』	0	上記以外のもの	
06 行政計画による位置づけ	『ある』	1	市の総合計画、緑の基本計画等において、公有地化など保全に係る計画がある樹林地	保全手法の検討資料として活用する。
	『ない』	0	上記以外の樹林地	
07 管理の状況	『良』	2	良く手入れがなされている樹林地	現地調査により評価する。
	『普通』	1	管理状況は普通の樹林地	
	『悪い』	0	手入れがなされず、放置されている樹林地	
08 ボランティア活動団体	『ある』	1	ボランティア活動団体により、保全活動が行われている樹林地	現地調査及びヒアリングから評価する。
	『ない』	0	上記以外の樹林地	

中項目	小項目	評価点	評価の基準	評価の意図・視点・根拠等
09 都市計画道路等	『ある』	-	都市計画道路、土地区画整理事業地等の区域内にある樹林地（評価しない）	保全手法の検討資料として活用する。
	『ない』	-	上記以外の樹林地（評価しない）	
10 近辺の地価	〇〇円/m ²	-	保全手法の検討資料として活用する。（評価しない）	都道府県地価（平成〇年〇月）及び地価公示（平成〇年〇月）を元に、基本的に対象地に近い地点の地価を採用。ただし、最も近い地点が、商業地などで周辺と比較して地価がかなり高い場合は、次点の住宅地の地価を採用。

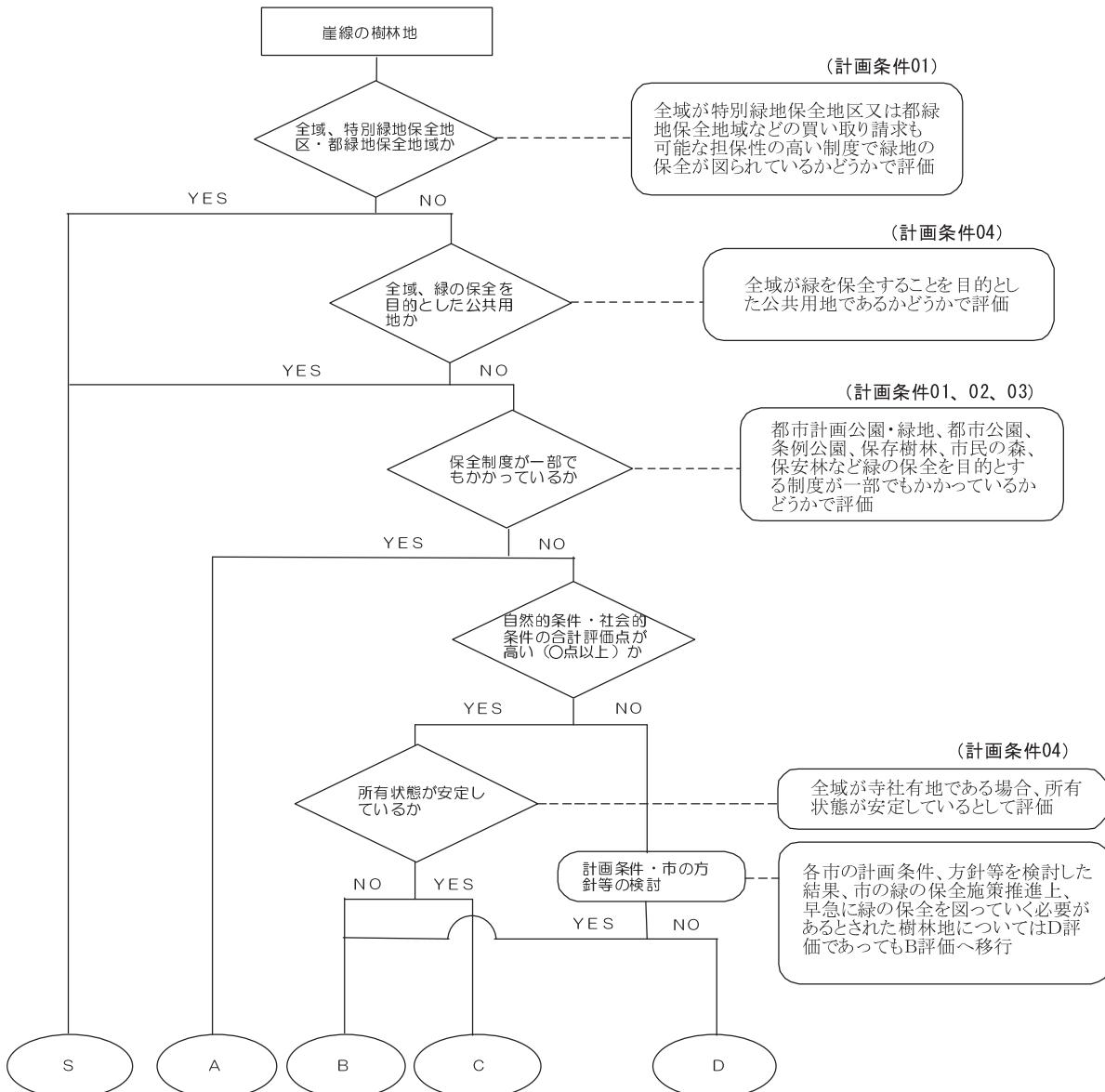
さらに、総合評価に基づき、保全優先度を設定し、崖線の各縁について協議会において保全優先度を決定する。

総合評価は、保全制度の適用状況、所有状態の安定性、自然的条件と社会的条件の合計評価点並びに計画条件・市の方針等を評価軸にし、いくつかの段階に分けて評価を行う。例えば、5段階評価でS、A、B、C、Dとするなど、今後の取組の優先順位が協議会内外で分かりやすく捉えられるよう留意することが重要である。

例) 総合評価のランク分け

ランク	総合評価
S	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地の全てが既に特別緑地保全地区等の担保性の高い制度で緑地の保全が図られているもの 樹林地の全てが緑を保全することを目的とする公共用地であるもの
A	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全を目的とする制度が樹林地の一部でも掛かっている樹林地
B	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の質が高いが、緑の保全を目的とする制度が掛かっていない民有地であり、早急に緑の保全を図る必要がある樹林地 緑の質がそれほど高くないが、市の緑の保全施策の推進上、早急に緑の保全を図っていく必要がある樹林地
C	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の質が高いが、所有状態が安定しており、緑地保全を図る制度の適用は急がれない樹林地
D	<ul style="list-style-type: none"> 緑の質がそれほど高くないが、崖線の緑の連続性を保つ上で重要な樹林地

例) 総合評価の流れ



4) 保全方策の検討

3) で決定した保全優先度が高い緑を中心に（主に A,B に当たるもの）から、今後の保全方策について検討する。なお、保全方策の検討に当たっては、単に各自治体の公有地化の観点からだけでは不十分である。所有者に対する管理支援の強化策、都民の崖線の緑に対する普及啓発活動の推進、多様な主体（行政・市民・企業等）の連携方策など、民有地のまま崖線の緑が保全できる仕組みの構築に向けて、総合的な観点から協議会の場を活用し検討する必要がある。

3 保全に向けた具体的な取組

・指針（ガイドライン）の策定・公表、それに基づく取組

上記2. 4)で検討した保全方策の具体化を推進し、多様な主体が連携して取り組むため、崖線の緑の現況、課題及び保全方策等を分かりやすくまとめた指針（ガイドライン）を協議会が取りまとめ、公表することが望ましい。指針（ガイドライン）の公表後は協議会が主体となり、指針（ガイドライン）に記載された内容の実現に向け、取り組んでいくことが重要である。

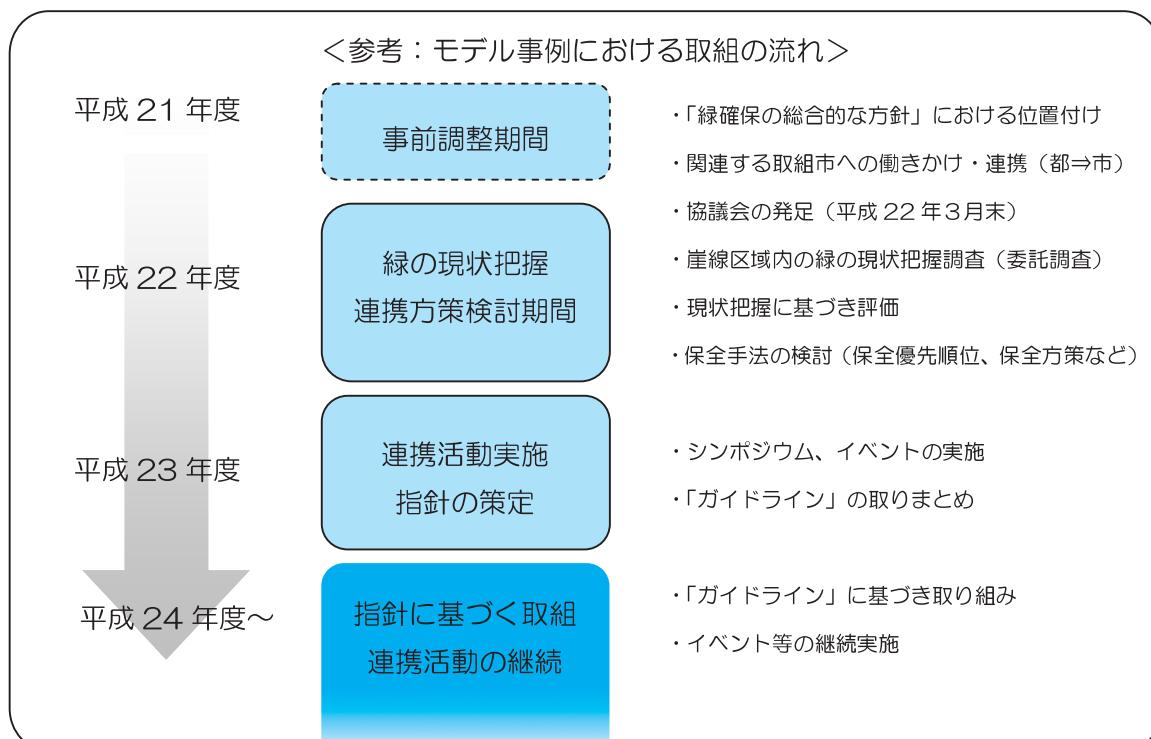
なお、指針（ガイドライン）は、崖線の説明に始まり、崖線の緑の保全に係る各自治体の既往の計画内容の整理、崖線の緑の現況評価の結果、崖線の緑の保全に向けた課題、崖線の緑の保全に向けた今後の保全方策などを少なくとも記載する必要がある。

また、崖線の緑の保全についての社会的な理解を向上させるとともに、多様な主体の参加を促す観点から、シンポジウムやウォークラリー、崖線に関する取組のポータルサイトの開設など、普及啓発的な取組も合わせて行っていくことも重要である。

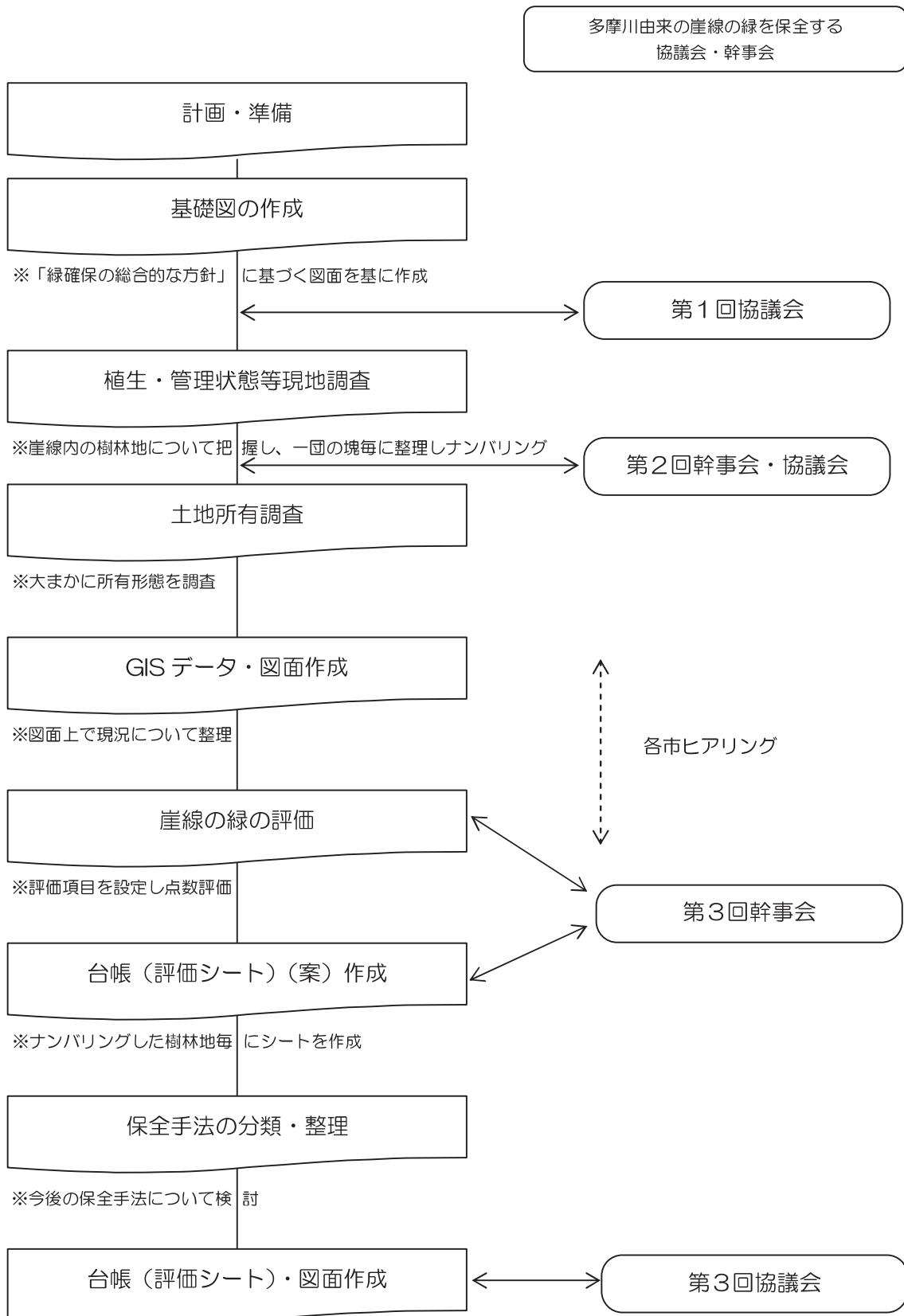
・継続的な取組の担保

崖線の緑保全の取組は、行政のみならず、都民やNPO、企業などの多様な主体が連携して取り組む必要があるが、継続した地道な取組が必要なものもある。その取組を推進していくためには協議会が継続して存在し、各自治体の連携が長期的に担保されていく必要がある。

一方で、協議会の存続には、その維持経費等の負担が生じるため、協議会参加自治体の共通の理解を得ることは困難な場合も想定される。そこで、広域連携に関する助成金等を活用（参考資料）を参照）しながら、長期的に協議会が存続し得るよう検討及び合意形成に向けて調整していくことが望まれる。



＜参考 緑の現況調査、総合評価等のフロー図＞



<参考：台帳・評価シートの例>

グループ名 ○○市-4		所在地 ○○二丁目 対応図面 ○-○-○			
■図面		■写真 (○年○月○日撮影)			
計画条件	中項目	内容	備考	評価	
	O1 特別緑地保全地区・都緑地保全地域	ない		0	
	O2 都市計画公園緑地・都市公園等	ない		0	
	O3 1・2以外の法・条例・要綱による保全制度	ない		0	
	O4 土地所有状況	企	企業10割	0	
	O5 「緑確保の総合的な方針」に基づく方針	その他		0	
	O6 行政計画による位置づけ	ない		0	
	O7 管理の状況	普通		1	
	O8 ボランティア活動団体	ない		0	
	O9 都市計画道路等	ない		-	
10 近辺の地価	28.7万円/m ²	H22.1.	-		
自然的条件 社会的条件	中項目	内容	備考	評価	
	11 植生（緑の質）	樹林良		3	
	12 規模（面積）	0.3ha以上	1.00ha	1	
	13 傾斜と高低差(傾斜30度以上かつ高低差5m以上)	ない		0	
	14 湧水	ない		0	
	15 河川・水路・農地との一体性	ない		0	
	16 希少種などの存在	ない		0	
			計	4	
	17 歴史的文化財との一体性	ない		0	
	18 屋敷林	ない		0	
	19 景観重要度	中		1	
	20 都市公園等との連続性	ない		0	
			計	1	
	自然的条件+社会的条件		計	5	
	総合評価				
	今後の保全手法	中項目	内容		
21 保全手法(案)					
22 用地買収費用（参考額）		○○○○万円 [面積（企業所有）×地価×0.8]			
その他	特筆すべき事項を記載				

4 参考資料

1) モデル事例

～多摩川由来の崖線の緑保全に向けてのガイドライン～
～多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会設置要綱～
～多摩川由来の崖線の緑を考えるシホ・ジム・ウォーカリー概要～

2) 多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱（抜粋）

3) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」（抜粋）

多摩川由来の崖線の緑の保全に向けての ガイドライン



立川崖線(青梅)



根がらみ崖線(羽村)



拝島崖線(福生)



布田崖線(調布)



立川崖線(昭島)



府中崖線(府中)



青柳崖線(国立)



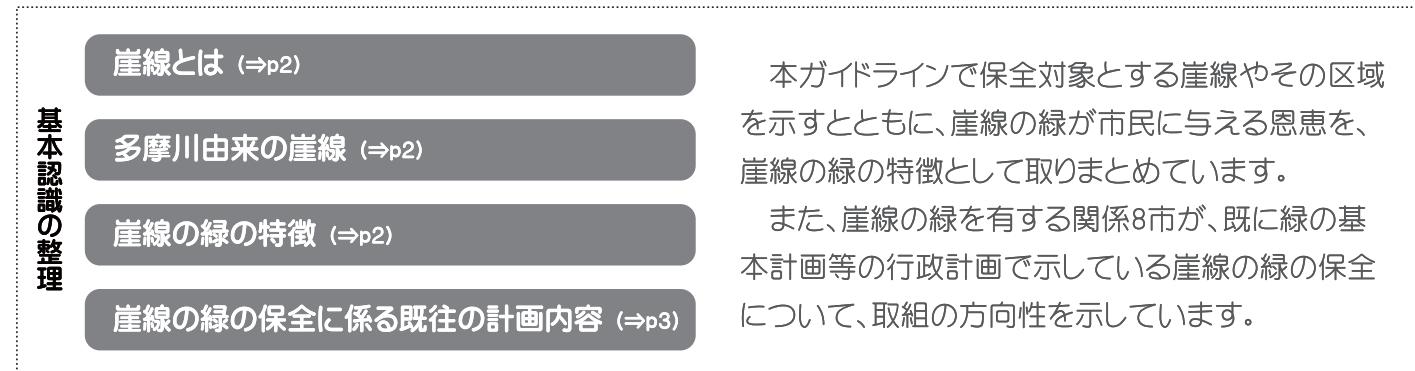
立川崖線(立川)

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

はじめに

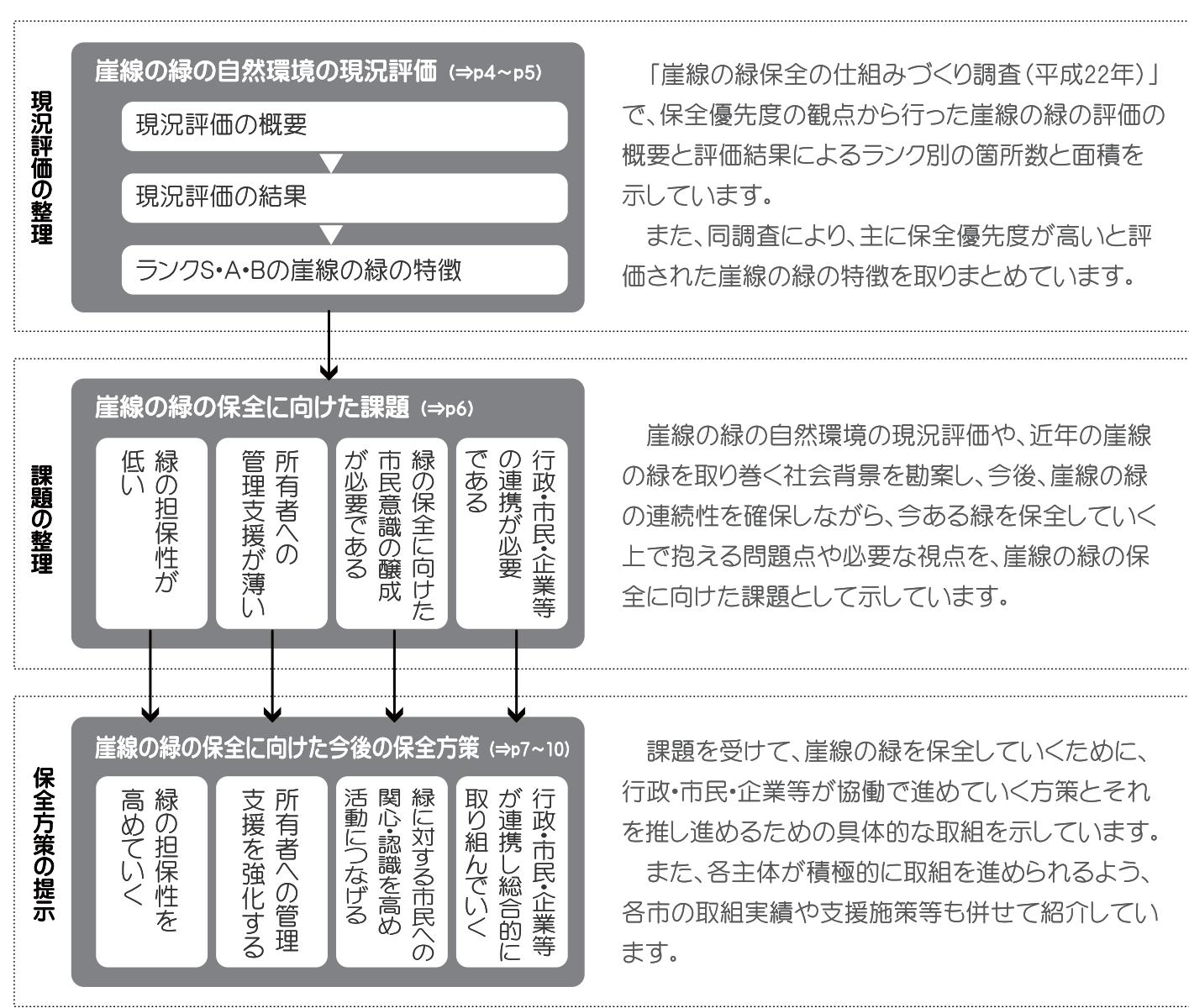
多摩川の浸食作用による崖地に生育した緑の連なりが、多摩川由来の崖線の緑です。崖線の緑は、自然の地形に残る貴重な自然環境であるとともに、湧水や動植物等とふれあいを持てる貴重な空間であり、東京の緑の骨格となっています。このガイドラインは、これらの多摩川由来の崖線の緑を、後世に向けて保全していくことを目的とし、行政と市民と企業等が保全に向けて現状や課題を共有するとともに、協働で崖線の緑の保全に向けた積極的な取り組みの方向性を示すものです。

ガイドラインの構成



本ガイドラインで保全対象とする崖線やその区域を示すとともに、崖線の緑が市民に与える恩恵を、崖線の緑の特徴として取りまとめています。

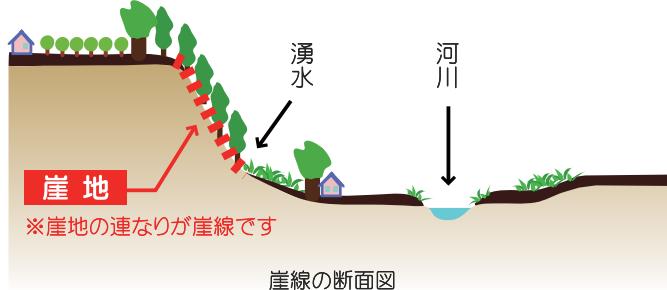
また、崖線の緑を有する関係8市が、既に緑の基本計画等の行政計画で示している崖線の緑の保全について、取組の方向性を示しています。



崖線とは

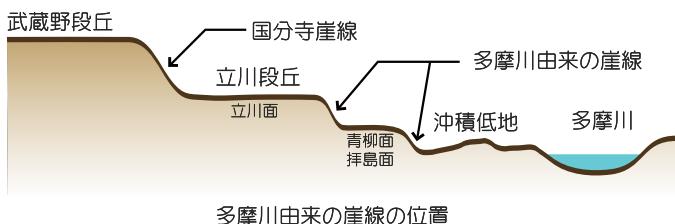
河川が長い間に台地を浸食して形成した崖地の連なりが「崖線」です。崖線の縁は、身近に湧水や動植物などに触れられる貴重な空間であることから、都市においては大切な縁であり、都市の縁の骨格です。

← 台地 → 斜面地 → 低地 →



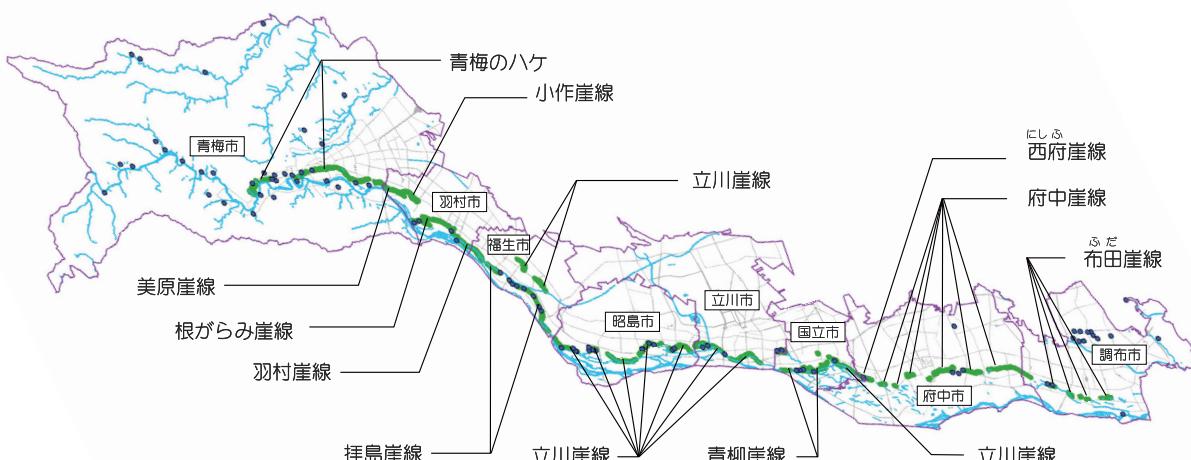
多摩川由来の崖線

多摩川由来の崖線は、多摩川の浸食によって形成された段丘のうち、立川面と青柳面や拝島面等の上下にできた崖の連なりです。また、当協議会では青梅市日向和田から調布市布田までの崖線の縁を、具体的な保全方策を示す区域としています。



崖線の呼び名 いろいろ！

崖線は、武藏野の方言では、「ハケ」や「ママ」などと呼ばれ、それぞれの地域によって、地元の人々に親しまれた呼び名がついています。



崖線の縁の特徴

水と緑が育む崖線の豊かな自然環境に生息する希少な動植物

崖線の縁は、低地と台地の間にあります。湿潤な土壌と乾燥した土壌、湧水等の水辺、自然度の高い植生等、多様性に富んだ自然環境を形成しています。これらの豊かな自然環境には、多くの野鳥や水鳥、魚類、植物等が多く生息生育しており、中には絶滅危惧種に指定されている希少な動植物もみることができます。

地下にしみこんだ雨水が崖から湧き出る湧水

台地にしみこんだ雨水が、地中の不透水層に到達し、その上を地下水となって流れます。その地下水が崖の端部でふき出したものが湧水です。湧水は、崖線の縁に見られる特徴の一つであり、崖線の縁では湧水に依拠する生物の生息生育の場となっています。

崖線の縁と一体で開設された市民の憩いの公園

崖線の縁と一体となった公園は、縁の中でくつろいだり、多様性に富んだ自然を楽しんだり、豊かな景観を楽しむことができ、多くの市民が生活の中で憩いの場となっています。

崖線の歴史を今に伝える名木・大木

崖線の上下、すなわち台地の端部や低地と崖線が接する所には、崖線の縁と一体となった社寺が多くあります。また、崖線と低地の接する端部では、かつての農業用水や玉川上水に架かる橋や堀跡等もみられ、こういった人々の暮らしのなごりも多く残されています。

崖線の縁と一体となった地域のシンボルとなる歴史的文化遺産

崖線は、急傾斜で崩れやすいため、土地を保全するという観点から、崖線の樹木は、伐採されることなく保護されてきたため、多くが名木や大木として残っています。また、神社や寺院の鎮守の森として残されたところもあり、地域のシンボルとして親しまれている樹木も多くあります。



多摩川由来の崖線の保全に係る既往の計画内容

崖線の緑を有する関係8市では、緑の基本計画等の行政計画において、崖線の緑の保全方針や施策を示しています。これらを踏まえながら、さらに内容の充実を図り、崖線の緑の保全を進めていきます。

青梅市

- * 市街地に近い崖線は、自然環境や景観との調和を図り、市民が憩える場等となるよう検討していく。



千ヶ瀬特別緑地保全地区に指定した崖線の緑(青梅市)

羽村市

- * 青梅市内の(多摩川)中流部では崖線樹林の保全を図り、一部は公園として自然環境や景観を保全しながら、市民が利用しやすい整備を進めていく。



市民との協働による崖線の緑の管理(羽村市)

福生市

- * 崖線の緑に連続性をもたせるため、崖線沿いの散策路の整備を推進する。



崖線沿いに整備したせせらぎ遊歩道(福生市)

昭島市

- * 樹林地の永続性を担保していく方策を進めていく。



公有地化を図った崖線の緑地(昭島市)

立川市

- * 樹林地の公有地化をすすめる。



立川公園として整備した崖線の緑(立川市)

国立市

- * 関係自治体と連携し、崖線の緑の一体的な保全に向けた取組を推進していく。



市民参加による崖線の緑の管理(国立市)

府中市

- * 崖線の緑地について公有地化を図っていく。



府中崖線西府町緑地として整備した崖線の緑(府中市)

調布市

- * 崖線の緑地について公有地化を図っていく。

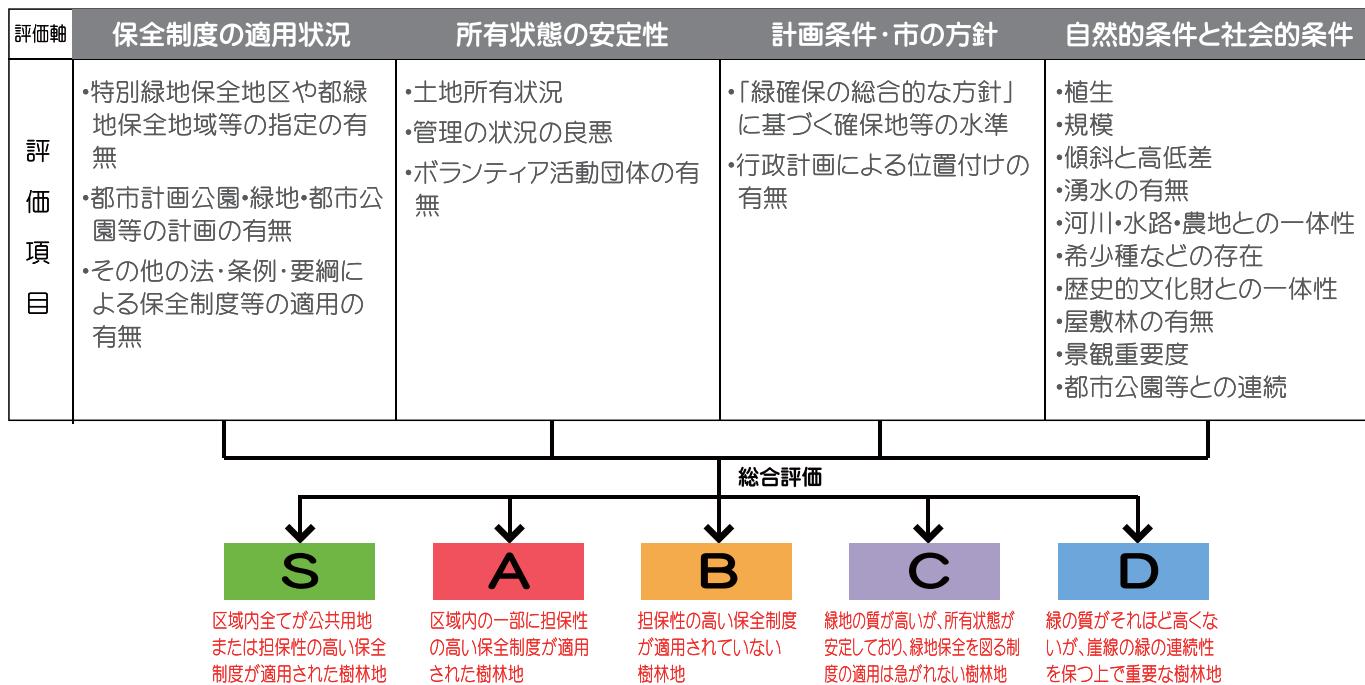


市民参加による崖線の緑の清掃活動(調布市)

崖線の緑の自然環境の現況評価

現況評価の概要

崖線の緑の保全を一層進めるために、当協議会は平成22年度に実施した「崖線の緑保全の仕組みづくり調査」を踏まえ、崖線の緑の現況評価を行いました。現況評価は、96箇所(58.0ha)の崖線の緑を対象とし、「保全制度の適用状況」「所有状態の安定性」「計画条件・市の方針」「自然的条件と社会的条件」等を評価軸に、ランクS・A・B・C・Dの5段階に評価し、評価した緑の位置を明らかにしました。なお、既に担保性の高い制度で保全が図られているランクS及び保全優先度の高いランクA・Bの緑の特徴は次頁に示すとおりです。



現況評価の結果

現況評価の結果、多摩川由来の崖線の緑58.0haのうち、「ランクS」は8.5ha(14.6%)、「ランクA」は約36.7ha(63.2%)、「ランクB」は約7.2ha(12.4%)、「ランクC」は0.6ha(1.1%)、「ランクD」は5.0ha(8.7%)です。崖線の緑のうち、保全優先度の高い「ランクA」「ランクB」の緑は全体の43.9 ha (75.6%)を占めています。



凡例: ■ランクS ■ランクA ■ランクB ■ランクC ■ランクD

市名	ランク	S	A	B	C	D
青梅市	1	3	1	0	5	
羽村市	2	9	0	0	1	
福生市	3	5	2	0	2	
昭島市	2	8	3	0	0	
立川市	2	4	1	0	2	
国立市	2	4	0	1	4	
府中市	2	12	3	0	3	
調布市	0	2	2	0	5	
合計		14	47	12	1	22
		8.5	36.7	7.2	0.6	5.0

※各市欄の数値は箇所数を、合計欄の上段は箇所数を、下段には面積(ha)を示している

ランクS・A・Bの崖線の緑の特徴

保全優先度を把握するため、「崖線の緑保全の仕組みづくり調査」において18の評価項目に沿って評価したランクS・A・Bの崖線の緑の特徴は以下のとおりです。

ランクS の崖線の緑

樹林地の全てが、既に特別緑地保全地区等の担保性の高い制度で緑地の保全が図られています。また、樹林地の全てが、緑を保全することを目的とする公共用地となっています。



全て日向和田臨川庭園
(青梅市)



全て矢川緑地
(立川市)

評価軸	評価項目	評価内容	備考
適用保全制度況度の	特別緑地保全地区や都縁地保全地域等の指定の有無	全て	矢川緑地保全地域
都市公園・緑地・都市公園等の指定の有無	一部		矢川緑地（都公）
その他の法・条例・要綱による保全制度等の指定の有無	ない		
土地所有状況	公		公地保全地域に指定されているため、ボランティア（月2回の管理作業など、月2回）
管理の状況の良悪	良い		
ボランティア活動団体の有無	ある		
「緑確保の総合的な方針」に基づく方針の水準	その他		
行政計画による位置づけの水準	ない		

評価軸	評価項目	評価内容	備考
自然的条件	植生（緑の質）	樹林優	
規模（面積）	0.3ha以上	2.13ha	
傾斜と高低差（傾斜30度以上かつ高低差5m以上）	ない		
湧水の有無	ある		
河川・水路・農地との一体性	ある		
希少種などの存在	ある		ナガエミクリ、ミクリ
社会的条件	歴史的文化財との一体性	ない	
屋敷林の有無	ない		
景観重要度	高		
都市公園等との連続性	ある		矢川緑地（都公）
自然的条件+社会的条件			

総合評価

S

ランクA の崖線の緑

緑の保全を目的とする制度が樹林地の一部でもかかっている樹林地です。今後は、樹林地の全てにおいて、担保性の向上を図っていく必要があります。



一部が稻荷緑地
(公有地は7割) (羽村市)



一部が立川崖線緑地保全地域
(公有地は3割) (昭島市)

評価軸	評価項目	評価内容	備考
適用保全制度況度の	特別緑地保全地区や都縁地保全地域等の指定の有無	一部	谷保の城山歴史環境保全地域
都市公園・緑地・都市公園等の指定の有無	一部		城山公園（都公）
その他の法・条例・要綱による保全制度等の指定の有無	ない		
土地所有状況	公、個		
管理の状況の良悪	良好		
ボランティア活動団体の有無	ある		
「緑確保の総合的な方針」に基づく方針の水準	確保候補地		
行政計画による位置づけの水準	ない		

評価軸	評価項目	評価内容	備考
自然的条件	植生（緑の質）	樹林良	
規模（面積）	0.3ha以上	1.91ha	
傾斜と高低差（傾斜30度以上かつ高低差5m以上）	ない		
湧水の有無	ある		
河川・水路・農地との一体性	ある		
希少種などの存在	ある		キツネノカミソリ
社会的条件	歴史的文化財との一体性	ある	城山
屋敷林の有無	ある		
景観重要度	高		
都市公園等との連続性	ある		城山公園（都公）
自然的条件+社会的条件			

総合評価

A

ランクB の崖線の緑

緑の質は高いが、緑の保全を目的とする制度がかかっていない民有地であり、早急に緑の保全を図る必要がある樹林地です。

また、緑の質はそれほど高くないが、緑の保全施策の推進上、早急に緑の保全を図る必要がある樹林地です。

評価軸	評価項目	評価内容	備考
適用保全制度況度の	特別緑地保全地区や都縁地保全地域等の指定の有無	ない	①樹林地に対して保全制度が未適用である。
都市公園・緑地・都市公園等の指定の有無	ない		
その他の法・条例・要綱による保全制度等の指定の有無	ない		
土地所有状況	公、個		公共1割、個人9割
管理の状況の良悪	普通		
ボランティア活動団体の有無	ない		
「緑確保の総合的な方針」に基づく方針の水準	確保候補地		②ほぼ民有地であり、所有状態が安定していないためランクBに評価。
行政計画による位置づけの水準	ない		

評価軸	評価項目	評価内容	備考
自然的条件	植生（緑の質）	樹林優	
規模（面積）	0.3ha以上	0.71ha	
傾斜と高低差（傾斜30度以上かつ高低差5m以上）	ある		
湧水の有無	ない		
河川・水路・農地との一体性	ある		
希少種などの存在	ない		
社会的条件	歴史的文化財との一体性	ない	②自然的条件と社会的条件の合計評価点が高い
屋敷林の有無	ない		
景観重要度	高		
都市公園等との連続性	ある		富士見第二公園（都公）
自然的条件+社会的条件			

総合評価

B

崖線の緑の保全に向けた課題

近年、崖線の緑は、民間事業者による住宅地開発等により、分断・消失しています。また、所有者の不在や高齢化に伴い管理が行き届いていない緑もあります。今ある緑を保全しながら崖線の緑の連続性を確保していく上で抱える問題点や必要な視点等の課題は以下のとおりです。

緑の担保性が低い

崖線の緑の自然環境の現況評価(p4)に示したランクA・Bのうち、特別緑地保全地区や都緑地保全地域等の開発規制力の強い制度が適用されていたり、都市公園等の公有地として担保されている崖線の緑は、約44%あります。また、緑の保全制度が適用されていなかったり、開発規制力が弱い保全制度のみの運用にとどまっており、今後消失のおそれがあるため、担保性を高めていく必要がある崖線の緑は、約56%あります。

今ある緑を残していくために、これらの緑の担保性を高めていく必要があります。

所有者への管理支援が薄い

崖線の緑の所有者は、剪定や害虫駆除、施肥等の日常的な管理負担に加え、ゴミ等の不法投棄への対応、枯枝・枯木等の除去等の問題も抱え、近年は、所有者の不在や高齢化等により、管理が行き届いていない緑もあります。これまで、保存樹林等に指定している一部の所有者に対しては、費用面での支援は進めていますが、管理作業面も含めて、今なお所有者への負担が大きいのが現状です。

崖線の緑を保全するためには、日常的な維持管理が不可欠であり、所有者への管理支援を強化していく必要があります。

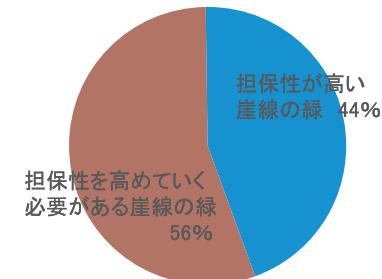
緑の保全に向けた市民意識の醸成が必要である

多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム(平成23年11月/当協議会主催)の参加者アンケートの結果によると、崖線に訪れた目的は「散策や遊び」「自然や野鳥観察」が50%を占めており、崖線の緑が市民の日常生活と密着した存在であることが伺えます。

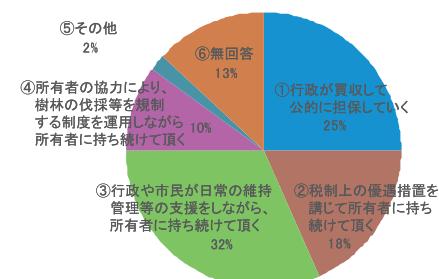
市民が崖線の緑から得られる恩恵を認識し、保全に向けた理解を高め、緑の保全に係る具体的な活動に自発的・積極的に参加していくための様々な取組みが必要です。

行政・市民・企業等の連携が必要である

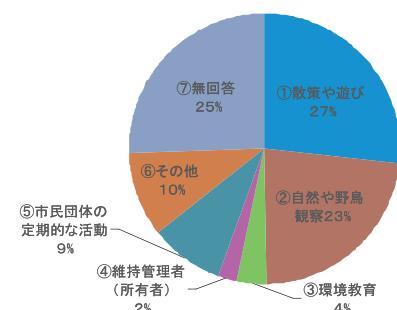
崖線の緑は、現在、青梅市から調布市までの8市にまたがっています。崖線の緑の連続性を保ちながら保全を進めるためには、保全制度を運用する行政間や事業を進める各自治体、緑の保全活動に係る市民団体・ボランティア団体等、各主体が、共通理解のもとで、横断的に取組みを推進していく必要があります。



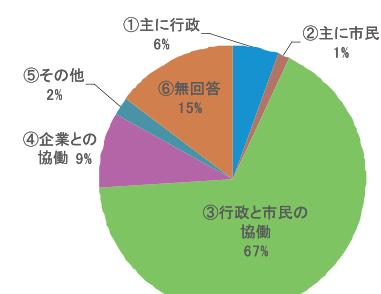
崖線の緑の担保性の高低の割合
※ランクA・Bの崖線を対象としGISにより算出



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:今後の崖線の緑の保全方法としてふさわしい手法は何であると思いますか。)



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:多摩川由来の崖線に訪れた目的は何ですか。)



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:今後の崖線の緑の保全の主体は、誰が担うべきだと思いますか。)

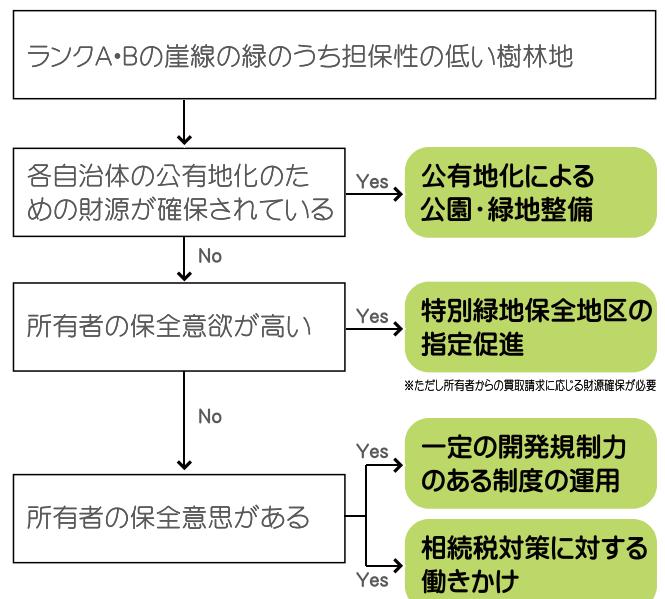
崖線の緑の保全に向けた今後の保全方策

崖線の緑の連続性を高め、質の高い緑を後世に引き継いでいくため、崖線の緑の保全に向けた四つの課題から今後の行政と市民と企業等が協働で進めていく保全に向けた方策を以下に示します。

緑の担保性を高めていく

崖線の緑の保全に向け、最も効果的な方策としては、公有地化の推進や開発規制力の強い制度の運用等により、緑の担保性を高めることです。しかし、これらの方策は、行政の財政負担を伴うため、優先度や最適な具体化方策を判断し、効率的かつ効果的な運用が必要です。

崖線の緑は、崖線の緑の自然環境の現況評価(p4)に示した保全優先度の高いランクA・Bのうち、担保性の低い樹林地から優先的に担保性を高めていきます。具体的な進め方は、右図のフローに示すとおりで、各自治体の方針や所有者の意向を踏まえた具体化方策を進めていきます。また、制度の運用のみで担保性を高めていくことが難しい緑もあります。これらの緑は、所有者に持ち続けてもらえる支援施策を制度と連動して運用したり、税制対策等も併せて進めていきます。



緑の担保性を高めていくための具体的な進め方

●具体的な取組●

公有地化による公園・緑地整備

ランクA・Bの崖線の緑を保有する自治体に、公有地化のための財源が確保されている場合には、対象の緑の公有地化を図り、市民が憩える公園・緑地として整備を進めていきます。

特別緑地保全地区の指定促進

ランクA・Bの崖線の緑の所有者の保全意欲が高い場合には、特別緑地保全地区(※1)の指定拡大・新規指定を進めていきます。同制度は、相続時には所有者からの買取請求に応じられるよう、自治体は買取りのための財源を確保しておく必要があります。

一定の開発規制力のある制度の運用

特別緑地保全地区の指定が難しい場合は、開発規制力が弱いが、一定期間内は保全の効力を有する保存樹林・保存樹木等(※2)、市民緑地(※3)等を運用していきます。

なお、所有者の費用面での負担軽減を図り、制度の運用を促進するためには、各制度の指定区域等の重複指定(※4)や所有者の費用負担の軽減に向けた支援施策の推進(※5)により、制度の運用を図ります。

相続税対策に対する働きかけ

所有者が土地を持ち続けられない理由の一つとして相続税の発生によるものがあります。所有者の費用面での負担を軽減していくため、協議会が主体となり、特別緑地保全地区や市民緑地の相続税の評価減等について国へ働きかけていきます。

※1 特別緑地保全地区 (根拠法:都市緑地法)

東京都若しくは各市と所有者が永年指定を行うもので、指定により、所有者には開発行為に対して厳しい許可制が適用される規制制度です。崖線の緑では、千ヶ瀬特別緑地保全地区(青梅市)が指定されています。

指定のメリット		
行政	* 指定基準がなく、制度を運用しやすいのが特徴です。 * 土地の買収費用について国からの補助を活用することができます。	所有者 * 固定資産税が、最大1/2まで減免されます。 * 相続税が、8割評価減になります。 * 自治体による土地の買収を申し出ることが可能となります。

※2 保存樹林・保存樹木等 樹木等の保護・育成を図るために、所有者の同意を得て自治体が指定する制度です。開発規制はありません(根拠法:都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律等)せんが、指定期間内は緑の保全に寄与します。所有者へは、維持管理費の補助や奨励として助成金交付等を行っています。崖線の緑では、羽村・福生・昭島・立川・国立・府中・調布の7市が制度の運用を行っています。

市	名称	指定基準	指定期間	助成内容
羽村	保存樹林地	1,000m ² 以上	5年以上	・固定資産税及び都市計画税の合計額の80%に相当する額を減額。
	保存樹木	市の基準による	特になし	・1本につき、年額5,000円を支給。
福生	保存樹林地	7a以上	5年以上	・宅地介在山林は固定資産税及び都市計画税の合計額の80%以内の額、一般山林は1m ² にあたり23円を乗じた額を奨励金として支給。
	保存樹木	市の基準による	5年以上	・1本につき、年額2,000円を支給。
昭島	保存樹林 ※市民向けは公開樹林	300m ² 以上 ※樹林にはサイン設置	特になし ※公開樹林は5年	・保存樹林は毎年度10円/m ² 、公開樹林は該当年度の固定資産税と都市計画税の合計額の90%に相当する額を補助。
	保存樹木	市の基準による	基準を満たす間	・5年以上的間隔で、剪定にかかる費用の2/3を上限10万円で補助。
立川	保護樹林	300m ² 以上	特になし	・使用貸借契約を締結し、固定資産税、都市計画税の100%を減免。
	保存樹林	300m ² 以上	特になし	・1m ² につき、年額100円を補助金として支給。
	保存樹木	市の基準による	特になし	・1本につき、年額4,500円を補助金として支給。
国立	特別緑地	3,000m ² 以上	10年以上	・1m ² につき、年額10円を補助金として支給。
	保存樹林	330m ² 以上	5年以上	・1m ² につき、10円を補助金として支給。
	保存樹木	市の基準による	10年以上	・1本につき、年額3,000円を補助金として支給。
府中	保存樹林	330m ² 以上	5年以上	・固定資産税及び都市計画税の合計額の75%に相当する額を減税。
	保存樹木	市の基準による	5年以上	・1本につき、年額4,000円(神社・仏閣及び私立学校については1,500円)を奨励金として支給。
調布	保全地区 ※特に貴重なものは特別保全地区	300m ² 以上	特になし	・固定資産税及び都市計画税の合計額の85%に相当する額を補助金として支給。
	保存樹木 ※特に貴重なものは特別保全地区	市の基準による	特になし	・1本につき、4,000円を補助金として支給。また10m以上の保存樹木は剪定補助として、3年に一度50万円を上限として剪定費用の1/2の額を補助金として支給。

※3 市民緑地

(根拠法:都市緑地法) 所有者と自治体が5年以上の契約を結び、緑を保全すると同時に公開する制度です。開発規制はないが、指定期間内は緑の保全に寄与します。市民緑地の指定により、所有者へは、管理負担の軽減や税制の優遇等のメリットがあります。

	指定のメリット
所有者	<ul style="list-style-type: none"> * 契約期間が20年以上等の要件に該当する場合は、相続税が2割評価減となります。 * 土地を自治体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税の100%が減免となります。 * 所有者に代わって自治体等が緑地管理を行うことができます。 ※条例等の運用により自治体に代わって市民団体が管理を代行することもできます。

※4 各制度の指定区域等の重複指定

市民緑地は、20年以上で契約した場合、相続税の評価が2割減となります。所有者の崖線の緑への保全意思が高い場合には、既に保存樹林等の制度が適用されていても、それらの樹林を公開し、所有者の費用負担を軽減させながら、担保性の向上も図っていくよう、指定区域等の重複指定を進めています。

※5 所有者の費用負担の軽減に向けた支援施策の推進

現在、保存樹林・保存樹木等の制度の所有者に対する助成内容は、主に、維持管理費の一部を補助する支援を運用しています。同制度の指定を一層進めてもらえるよう、保存樹林・保存樹木等に対して固定資産税や都市計画税の減免・免除・相当分の補助等の支援施策の運用も検討していく、所有者に対する優遇措置を更に進めています。

所有者への管理支援を強化する

崖線の緑の保全に向けて不可欠な維持管理を継続してもらうため、所有者の負担の大きい「管理費用」と「管理作業」の両面から、所有者の支援を強化していきます。管理費用の支援は、所有者に対して、崖線の緑の日常的な維持管理に掛かる費用負担を軽減する施策を進めます。管理作業の支援は、崖線の緑の実質的な維持管理が難しい所有者に代わり、市民や企業等が管理代行ができる体制を整え、作業面での支援を進めます。さらに、これらの管理支援に必要な費用に充てられる財源も整えていきます。

●具体的な取組●

管理費用面での支援 施策の推進

剪定や施肥等の維持管理に掛かる所有者の費用負担を軽減するため、保存樹林・保存樹木等の制度(※2)の適用と連動した維持管理費の助成等を一層進めています。

管理作業面での支援施策の推進

管理支援に向けた基金の創設・運用

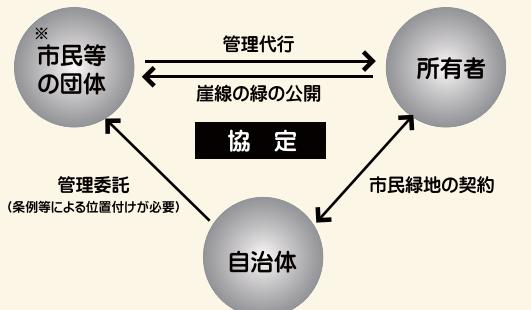
実質的な維持管理が難しい所有者の管理作業面での負担を軽減するため、市民や企業等が主体となり管理代行を担うことができる支援体制を確立していきます。具体的に、行政と市民・企業等と所有者の協定による管理代行の推進(※6)により、所有者を支援していきます。

所有者への維持管理費の助成や市民団体等による管理代行のために必要な費用等を積み立てる基金を新たに創設・運用していきます。

※6 行政と市民・企業等と所有者の協定による管理代行の推進

管理代行では、その支援体制が永く続くように、所有者と市民等の双方にメリットがある仕組みを構築していく必要があります。民有地の崖線の緑が、市民等にとっては、公園のような憩える場となり、所有者は管理を代行してもらえる場となるような仕組みづくりを進めます。

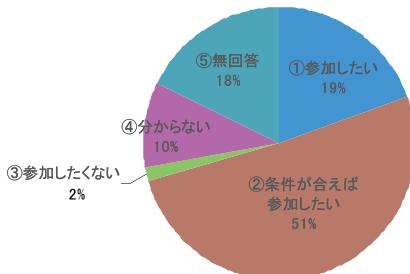
まず、所有者と自治体が土地使用貸借による契約を結んで市民緑地とします。同時に、市民・所有者・自治体の三者が維持管理に関する協定を結び、条例等に基づき自治体が市民等に管理委託を行い、市民等が主体となって、市民緑地の維持管理を行っていきます。



※市民等の団体の形態について下記※7に示しています。

緑に対する市民等への関心・認識を高め、活動につなげる

崖線の緑の保全は、所有者や行政による担保性の向上や維持管理だけではなく、市民や企業等との協働が必要です。市民や企業等は、崖線の緑の保全に対する関心・認識を高め、維持管理やイベント等へ自発的に参加することが重要であるといえます。多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム(平成23年11月/当協議会主催)の参加者アンケートによると、今後の崖線の緑に係る維持管理活動への参加について「参加したい」と「条件が合えば参加したい」という回答が70%を占めており、崖線の保全に向けた自発的な活動につながる魅力ある取組を進めています。



崖線の緑を考えるシンポジウムでのアンケート結果
(設問:今後の崖線の緑に係る維持管理活動へ参加したいと思いますか。)

●具体的な取組●

普及啓発活動の充実

市民等へ崖線の緑の関心や認識を高めるため、パンフレットの発行やホームページの立ち上げ等を行います。また、協議会や自治体が主体となり緑の保全の必要性を伝えるシンポジウムや観察会、ウォーキングラリー等のイベントも定期的に開催していきます。

多種多様な活動団体の新設・拡大

管理代行による管理支援、イベントの企画運営等、崖線の緑の保全に係る活動内容に応じて、その活動を行うことができる活動団体(※7)の新設や拡大を支援していきます。

各種活動のための助成制度等の活用

市民等による各種活動を費用面で支援する既存の制度として、緑の保全活動等を行うことを目的としたNPO法人や任意団体等に助成する東京の緑を守ろうプロジェクト助成(※8)、町会や自治会が行う活動を後押しする地域の底力再生事業助成(※9)を積極的にPRしていきます。また、区市町村を対象とする各種補助制度(※10、11)を活用していきます。

※7 多種多様な活動団体の形態

活動を行う形態	特徴
任意の市民団体	*一定の目的を有する人たちが集まり活動する団体です。
特定非営利活動団体(NPO法人)	*任意団体が、一定の公益に資するサービスの提供を目的に活動する法人格を取得した団体です。対外的に社会的信用が高まり、寄付や助成が受けやすい等のメリットも期待できます。
緑地管理機構	*NPO法人等で緑の保全活動をしている団体が、市民緑地(※3)の設置や管理、土地の買入れ等、団体がより一層の活動の拡大を図ることを目的とした法に基づく団体です。

※8 東京の緑を守ろうプロジェクト助成

(実施主体:東京都・一般財団法人セブンイレブン記念財団)

対象	都内に所在するNPO法人や任意団体等	期間	単年度か最長3年間
金額	年間30万円まで(最長3年間)か年間10万円まで(単年度)	募集	年1回

東京に残る樹林地等の維持保全活動や、緑の少ない市街地において緑を増やす活動、都民が緑や自然に親しむきっかけをつくる活動等、市民団体が東京の緑を守り育てる活動を行う場合に、その活動費用を支援する助成制度です。

※9 地域の底力再生事業助成(実施主体:東京都)

対象	都内に所在する地縁団体(町会・自治会)	期間	1年間
金額	20万円~200万円(市民活動事業)	募集	年1回

地域の担い手である町会・自治会が行う地域の課題を解決するための先駆的な取組や地域の活力を増進し、住民相互の「共助」を推進する事業に対して、東京都が行う助成制度です。

※10 東京都地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度

(実施主体:東京都)

対象	都内の区市町村	期間	1年間
金額	対象費用の1/2を予算の範囲内で助成	募集	年1回

区市町村への補助を通じ、緊急性及び重要性の高い環境施策のうち、区市町村への波及効果が多く、地域で実施すべきものを支援し、地域と連携した環境政策の推進を図る助成制度です。実施主体は各区市町村ですが、NPO団体や民間事業者等への委託や協働事業も助成可能です。

※11 みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成

(実施主体:(財)特別区協議会、(財)東京市町村自治調査会)

対象	都内の区市町村	期間	1年間
金額	上限150万円	募集	年1回

東京のみどりの保全や地球温暖化防止に資する普及啓発等の取組を行う区市町村に対して、公益財団法人特別区協議会及び財団法人東京市町村自治調査会が行う助成制度です。

行政・市民・企業等が連携し、総合的に取り組んでいく

崖線の緑は関係8市をまたがる広域的に連続した地形的特徴があることから、効果的かつ効率的な保全を進めるために、保全に係る各主体は、各自の取組とともに横断的かつ総合的に取り組んでいきます。

当協議会は、崖線の緑の現状・課題について逐次認識、保全方策についての情報を共有しあい、協議の継続・発展を図っていきます。各自治体では、関係部署と連携して崖線の緑の保全に取り組み、特に開発担当部局とは保全対策について調整を図っていきます。維持管理活動の主体となる市民団体等は、協働運営のためのプラットフォームづくりにより、市民団体間の連携を高めていきます。行政は、市民団体と所有者、市民団体同士のつながりを強め、保全に向けた円滑な取組が進むように調整役としての役割を担っていきます。

●具体的な取組●

協議会の継続・発展

協議会には、構成自治体同士の協議により、崖線の緑の現状・課題への認識、保全に向けた方策について情報を共有し合う機能があります。また、保全方策を進める上で、普及啓発のイベント開催等、自治体毎に実施するよりも効果的であり、費用軽減も図ることができます。当協議会は、今後も継続・発展し、活動の幅を拡大していきます。

保全施策の総合性の確立

各市の緑地の保全や緑化の推進等は、都市緑地法に基づく緑の基本計画に基づき進めていますが、この中に、崖線の緑の保全に関して、保全優先度の高い緑や保全方策等についても位置づけ、個々の崖線の緑の保全施策事業を展開していきます。

土地利用の転換に伴う緑の保全対策についての調整

土地利用の転換に伴う緑の減少を最小限にとどめられるように、担当部局とは保全対策について府内調整を図っていきます。

市民団体間の連携による横断的な活動の展開

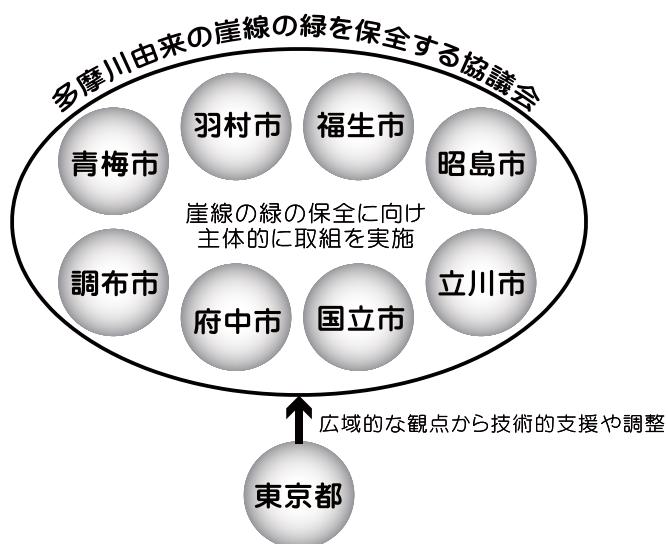
現在、市民団体等は崖線の緑の保全に向け、個別に活動していますが、維持管理方法や活動上の悩みや保全活動の拡大、活動の質の充実等について、市民団体同士が意見交換・情報交換できるプラットフォームをつくります。これにより、市域をまたいだ横断的な市民活動を協働で進めていき、行政はそれらを支援していきます。

企業等との連携による取組みの推進

企業等はCSR(社会的責任)の観点から、緑地保全への企業の参加意欲も高まっています。企業等との連携により、企業の活力を崖線の緑の保全に発揮してもらえる取組を進めます。行政は活動の場の提供等で調整・対応していきます。

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

平成22年に東京都と区市町村が合同で策定した「緑確保の総合的な方針」の中で、多摩川由来の崖線の緑は、都市の中の重要な緑として位置付けられ、行政界を超えた一体的な保全の取組の必要性が提示されました。多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会は、これを契機とし、青梅市・羽村市・福生市・昭島市・立川市・国立市・府中市・調布市及び東京都により発足した協議会です。



多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン

発 行：多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

発 行 日：平成24年3月

お問い合わせ：	青梅市 都市整備部 公園緑地課 緑地保全担当	TEL: 0428-22-1111
	羽村市 産業環境部 環境保全課 環境保全係	TEL: 042-555-1111
	福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画グループ	TEL: 042-551-1511
	昭島市 環境部 環境課 水と緑の係	TEL: 042-544-5111
	立川市 都市整備部 都市計画課 景観係	TEL: 042-523-2111
	国立市 生活環境部 環境保全課 水と緑の係	TEL: 042-576-2111
	府中市 都市整備部 公園緑地課 緑化推進係	TEL: 042-364-4111
	調布市 環境部 緑と公園課 みどりの推進係	TEL: 042-481-7111
	東京都 都市整備局 緑地景観課	TEL: 03-5388-3264

平成22年3月31日
協議会決定

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 多摩川由来の崖線を保有する8自治体が、崖線を一体のものとしてとらえ、共同で緑の保全のあり方を検討するため、「多摩川由来の崖線^{※1}の緑を保全する協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について取組みを行う。

- (1) 崖線の緑の保全に関すること。
- (2) 前号に関する情報の交換等に関すること。
- (3) 保全に向けたガイドラインの策定に関すること。
- (4) 保全の重要性の普及啓発に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる8市の部長級の委員及び東京都の部長級の調整委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。

(役員及び任期)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

2 座長及び副座長は、委員の中から、毎年、多摩川を下流から上流に向かう2市が輪番で行うものとする。

3 会計及び監査は、翌年度の座長及び副座長が行うものとする。

4 役員の任期は、1年間とする。

(職務)

第5条 座長は、協議会を総括する。

※1 多摩川由来の崖線とは、別紙の範囲とする。

- 2 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は、座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、出納及び予算、決算に関するを行う。
- 4 監査は、事務の執行状況及び会計を監査する。

(会計年度)

第6条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第7条 協議会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(協議会の招集等)

第8条 協議会の招集及び運営は、座長が行う。

- 2 座長は、必要があると認めるときは委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、第2条の所掌事項を達成した日をもって解散する。

(幹事会の設置)

第9条 所掌事項の詳細の検討等を行なうため、別表2に掲げる8市及び東京都の課長級の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、第2条の所掌事項を達成した日をもって解散する。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局は、座長の属する部局に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、座長が委員等に諮って定める。

附 則

この要綱は平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年2月24日から施行する。

多摩川由来の崖線の緑を考えるシンポジウム・ウォークラリー概要

チラシ (A4版) 表面



多摩川由来の崖線の 緑を考えるシンポジウム ウォークラリー

崖線(がいせん)とは 河川が流れを変えていく過程で、台地を削ってできた崖が一定の距離に渡って続いた段丘崖の連なり。

シンポジウム

【時間】10:00～12:15 (9:30開場)

【会場】立川市女性総合センター1階アイムホール
※立川駅北口7分 ファーレ立川・センタースクエアビル1階

ウォークラリー

【集合】13:30から14:30の間に立川公園で受付後、随時出発

【コース】立川公園→矢川緑地→ママ下湧水公園→くにたち郷土文化館→城山公園

(約4km 所要時間2.5時間程度)

【解散】城山公園に到着した参加者から解散

※参加者がマップを見ながら移動し、崖線の魅力的なスポットで解説員が崖線の由来、

水や緑、生物等について解説します！

※ウォークラリーのゴール地点でブルーベリー等の苗木のプレゼントを予定しています！

■講演者(兼コーディネーター)/パネリスト

◆亀山 章氏 公益財団法人日本自然保護協会代表理事、東京農工大名譽教授
造園学・景観生態学専攻。崖線の緑や水の保全、植物や生物、市民協働計画のあり方等についての造詣が深い。多摩地域における緑にかかわる行政計画の策定委員会の委員長等を務めた実績をもつ。



◆大塚 高雄氏 (東京の緑を守る将来会議副代表)
◆柴 俊男氏 (環境省・環境カウンセラー)
◆中村 森之氏 (たちかわエコパートナー代表)
◆西田 一也氏 (ママ下湧水公園の会員会員)
◆山岸 修子氏 (環境省・環境カウンセラー)

■参加者募集

定員 200名程度 (応募者多数の場合には先着順) 費用 無料

申込み 平成23年10月25日 (火)～11月10日 (木)

タイトルに「シンポジウムとウォークラリー参加希望」とご記入の上、氏名、年齢、住所、TEL、FAX、E-mailをFAXまたはE-Mailでご連絡ください。おって詳細をご連絡いたします。ご都合によりシンポジウムかウォークラリーのいずれかのみの参加の方は、申し込み時にお伝えください。

※申し込みをされている方は当日参加はできません

崖線シンポジウム・ウォークラリー開催事務局 (担当: 平野)
【FAX】03-5348-5431 【E-Mail】gaisensympo@daiichi-kogyo.co.jp

※ご不明な点がございましたら上記までお問い合わせください



平成23年 11月19日 土 10:00～16:30

主催: 多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会

多摩川に由来する崖線に関する自治体が、崖線の緑の保全について共同で検討するために設置した協議会です。

本件についての各自治体の担当課は下記のとおりです。なお、詳細は各自治体のHPにて [窓口シンポジウム] で検索！

調布市緑と公園課 府中市公園緑地課 国立市環境保全課 立川市都市計画課 昭島市環境課 新生まちづくり計画課 羽村市環境保全課 青梅市公園緑地課 東京都都市整備局緑地整備課

チラシ (A4版) 裏面

東京都を東西に連なる崖線は、多摩川が南へと流れを変えていく過程で国分寺崖線と並走するように形成された延長約40kmの段丘崖の連なりです。崖線の豊かな湧水や緑は市街地の親水空間として市民の憩いの場となっており、野鳥や小動物などの生息域としても有用な空間となっています。

この多摩川由来の崖線は、青梅市・羽村市・福生市・昭島市・立川市・国立市・府中市・調布市を跨る広域的に連続した地形的特徴があることから、8市及び東京都において崖線の緑を保全する協議会を平成22年度に発足しました。今年度は、市民の皆さんとともに、多摩川由来の崖線とは何かを知り、緑の保全に向けて話し合う「シンポジウム」と美しい紅葉の崖線を散策する「ウォークラリー」を開催します。是非ご参加ください。

シンポジウム

基調講演者・コーディネーター

亀山 章 氏 (かめやま あきら)
公益財団法人日本自然保護協会代表理事
東京農工大名誉教授

造園学・景観生態学専攻。崖線の緑や水の保全、植物や生物、市民協働のあり方等についての造詣が深い。多摩地域における緑にかかる行政計画の策定委員会の委員長等を務めた実績をもつ。



パネリスト *50音順

大塚 高雄 氏 東京の緑を守る将来会議副代表
柴 後男 氏 環境省・環境カウンセラー
中村 翠之 氏 たちかわエコパートナー代表
西田 一也 氏 ママ下湧水公園の会会員
山岸 修子 氏 環境省・環境カウンセラー

ウォークラリー

散策コースの見所の一部をご紹介！

参加者募集

定 員 200名程度（応募多數の場合には先着順）

費 用 無料

申 込 平成23年10月25日(火)～11月10日(木)

参加希望の方は、氏名、年齢、住所、TEL、FAX、E-mail、備考*をご記入の上、以下のFAXまたはE-mailまでご応募下さい。追って詳細をご連絡いたします。

*ご都合等により、シンポジウムかウォークラリーのいずれかのみのご参加の方は、その旨を「備考」にご記入ください。

申込先：崖線シンポジウム・ウォークラリー開催事務局【FAX】03-5348-5431【E-mail】gaisensympo@daiichi-kogyo.co.jp
□申し込みをされていない方は当日参加はできません。

ふりがな 氏 名			年 齡
住 所	〒		
TEL	FAX		
E-mail	備 考		

※ご記入いただいた個人情報は、当シンポジウム・ウォークラリーに関する範囲外では使用いたしません。

・多摩・広域連携活動助成金交付要綱（抜粋）：実施主体：（財）東京市町村自治調査会

<p>多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱</p> <p>（總則）</p> <p>第1条 この要綱は、財団法人東京市町村自治調査会（以下「調査会」という。）が多摩・島しょ地域の市町村に対して、多摩・島しょ広域連携活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 助成金は、多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、あるいは既存の連携活動の活性化、ひいては多摩・島しょの魅力を高めることを目的とする。</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第3条 助成対象者は、連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等（以下「連携組織」という。）とする。</p> <p>2 連携組織には、企業、学校、NPO等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市区町村も参加できるものとする。</p> <p>3 助成金申請者は、連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村長の代表（以下「代表者」という。）とする。</p> <p>（助成年限）</p> <p>第4条 前条に規定する連携組織に対する助成は、3年を限度とする。</p> <p>（助成対象事業等）</p> <p>第5条 助成対象事業は、連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、調査会理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めた事業とする。</p> <p>2 助成対象事業は、別表1のとおり区分する。</p> <p>3 助成金の交付を受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、毎年度、前項で規定した区分のいずれかにつき、助成金を申請することができるものとする。</p> <p>（助成対象経費及び助成金の額）</p> <p>第6条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費（施設整備等に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費を除く。）から、当該事業の実施に伴う収入額を控除して得た経費とする。</p> <p>2 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、その上限は、一連携組織につき別表2のとおりとする。</p> <p>（交付申請）</p> <p>第7条 申請者は、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付申請書（様式1）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書括表（様式2）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書（様式3）、連携組織の規約等及びその他の理事長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。</p>	<p>成金事業計画書（様式3）、連携組織の規約等及びその他理事長が必要と認める書類を添付し、毎年度、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定及び通知）</p> <p>第8条 理事長は、前条の規定による交付申請があったときは、別に定める市町村共同事業助成金審査会の審査に付しえ、助成金交付の可否を決定する。</p> <p>2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付・不交付決定通知書（様式4）により通知する。</p> <p>（助成事業の遂行）</p> <p>第9条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、第7条の規定により提出した事業計画（以下「事業計画」という。）に従い、事業を適正に遂行しなければならない。なお、事業計画の主要部分についての要は、認めないものとする。</p> <p>（助成事業の変更）</p> <p>第10条 第8条第2項の規定により交付の決定を受けた申請者は、通知された助成金交付決定額の範囲内で主要部分以外の事業内容に要する各事業において交付決定額の30%以内の変更を除くの必要が生じたときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業変更計画書括表（様式6）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業計画書（様式3）及びその他の理事長が必要と認める書類を添付し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。</p> <p>3 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに変更交付申請者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金交付・不交付決定通知書（様式7）により通知する。</p> <p>4 前項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、変更交付決定時ににおいて、変更交付決定額に對して原額に交付を受けた助成金に剩余額が生じた場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、第1項の規定により提出した変更後の事業計画に従い、事業を適正に遂行しなければならない。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第11条 第8条第1項の規定による交付決定又は前条第2項の規定による変更交付決定を受けた申請者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、助成金の申請を取り下げるときは、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下申請書（様式8）を理事長に提出し、その承認を受けるなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに交付決定を受けた者に対し、多摩・島しょ広域連携活動助成金取下承認通知書（様式9）により通知する。</p>
--	---

<p>3 前項の規定による通知を受けた交付決定を受けた者は、既に助成金の交付を受けている場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。</p> <p>（軽微な変更の届出）</p> <p>第12条 第10条第1項の規定にかかわらず、交付決定を受けた者は、事業名称の一部修正など、軽微な変更の必要が生じたときは、速やかに書面により理事長に届け出なければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第13条 交付決定を受けた者は、多摩・島しょ広域連携活動助成金実績報告書（様式10）に多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調査書括表（様式11）、多摩・島しょ広域連携活動助成金事業実績調査書（様式12）、領収書等助成対象経費の支出を証明する書類の写し及びその他の理事長が必要と認める書類を添付し、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>（助成金の額の確定等）</p> <p>第14条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、助成金の額を確定し、多摩・島しょ広域連携活動助成金確定通知書兼精算書（様式13）により交付決定を受けた者に通知する。</p> <p>2 交付決定を受けた者は、前項の規定による助成金の額の確定に伴い、交付を受けた助成金に剩余額が生じた場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。</p> <p>（助成金の請求及び交付）</p> <p>第15条 交付決定を受けた者は、前条第1項の規定により助成金の額が確定した後に、多摩・島しょ広域連携活動助成金請求書（様式14）（以下「助成金請求書」という。）を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 理事長は、交付決定を受けた者から多摩・島しょ広域連携活動助成金確定通知書兼精算書（様式15）（以下「概算払請求書」という。）が提出された場合において、助成事業の実施上必要があると認めるときは、助成金の一部又は全部について概算払をすることができる。</p> <p>3 理事長は、第1項の助成金請求書又は前項の概算払請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。</p> <p>（助成金の管理執行）</p> <p>第16条 助成金の交付を受けた交付決定を受けた者は、当該市町村の事務に準じて、適正に助成金を管理執行しなければならない。</p> <p>（交付決定の取り消し）</p> <p>第17条 理事長は、交付決定を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	<p>（1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき</p> <p>（2）事業の実施に際して、法令に違反したとき</p> <p>（3）本要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき</p> <p>2 前項の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。</p> <p>3 助成金の交付を受けた交付決定を受けた者は、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該取引消しに係る部分の助成金を速やかに理事長に返還しなければならない。</p> <p>（事業の保管）</p> <p>第18条 この要綱に基づく事務は、調査会事務部が所管する。</p> <p>（補則）</p> <p>第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>別表1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子ども体験塾</td> <td>第5条第1項に規定する事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般連携活動</td> <td>第5条第1項に規定する事業のうち、上記を除く事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">連携組織の規模</th> <th style="text-align: center;">助成金上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">子ども体験塾</td> <td>市町村の数が8以上又は市町村の人口の合計が6万人以上</td> <td>年間1,200万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般連携活動</td> <td>市町村の数が5以上8未満又は市町村の人口の合計が30万人以上60万人未満</td> <td>年間800万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般連携活動</td> <td>上記以外</td> <td>年間500万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般連携活動</td> <td>一律</td> <td>年間500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）市町村の数：連携組織を構成する多摩・島しょ地域の市町村の数とする。</p> <p>（注2）人口：申請年度前年の9月1日現在の住民基本台帳による人口及び外国人登録人口の合計とする。</p>	区 分	内 容	子ども体験塾	第5条第1項に規定する事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業	一般連携活動	第5条第1項に規定する事業のうち、上記を除く事業	区 分	連携組織の規模	助成金上限額	子ども体験塾	市町村の数が8以上又は市町村の人口の合計が6万人以上	年間1,200万円	一般連携活動	市町村の数が5以上8未満又は市町村の人口の合計が30万人以上60万人未満	年間800万円	一般連携活動	上記以外	年間500万円	一般連携活動	一律	年間500万円
区 分	内 容																					
子ども体験塾	第5条第1項に規定する事業であって、子ども（18歳以下）を対象とした高度で大規模な感動体験を提供する事業																					
一般連携活動	第5条第1項に規定する事業のうち、上記を除く事業																					
区 分	連携組織の規模	助成金上限額																				
子ども体験塾	市町村の数が8以上又は市町村の人口の合計が6万人以上	年間1,200万円																				
一般連携活動	市町村の数が5以上8未満又は市町村の人口の合計が30万人以上60万人未満	年間800万円																				
一般連携活動	上記以外	年間500万円																				
一般連携活動	一律	年間500万円																				

- ・オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
 「ECOネット東京62」ホームページより抜粋 (<http://all62.jp/index.html>)

平成23年度 オール東京62市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」事業計画			
1 平成23年度事業の基本的な考え方			
東京の基礎自治体である62市区町村は、平成19年度から「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を立ち上げ、共同・連携して様々な取り組みを行ってきた。 平成23年度は、平成22年度に実施した事業をもとに、国の環境施策の動向等を踏まえながら、より効果的な事業を実施していく。			
2 平成23年度事業計画一覧			
事業名	主な事業内容	区分	問い合わせ先
[1] CO2削減につながる活動の普及・省エネルギーの促進・温室効果ガス排出抑制			
①共同事業普及・啓発	○オール東京62共同事業による環境負荷低減活動など、共同の事業の普及・啓発を行うため、啓発物品の作成、配布等を行う。	継続	自治調査会
②温室効果ガス標準算定手法の共有化推進	○各自治体の温室効果ガスの排出量を継続して算定し、その結果を公表する。また、平成23年度に島しょ地域の9町村について、その特性に応じた温室効果ガス算定手法を確立し、順次算定・公表していく。	拡充	特別区協議会 自治調査会
③レジ袋削減キャンペーン	○「レジ袋削減に関する共同アピール」に基づき、レジ袋削減に向けた普及・啓発を行う。	継続	市長会
[2] みどりの保全と地球温暖化防止対策を推進するための連携体制構築			
①各団体の実施する事業との連携	○みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金交付 62市区町村の実施する事業に、1市区町村150万円を限度として助成する。 ○エコプロダクツ2011の出展 オール東京62市区町村共同事業および市区町村の実施している環境施策をエコプロダクツへ出展する。	継続	特別区協議会 市長会
②ホームページの維持管理	○HPを適宜更新し、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの普及・啓発に努める。 ○「(仮称)共同行動参加システム」の導入と合わせてリニューアルする。	改変	特別区協議会
③市区町村職員共同研修の実施	○地球温暖化防止に関する自治体の施策や、東京の自治体に固有のみどりの保全について、研修を実施する。	継続	特別区協議会
④体験型一般公開講座	○都民を対象にした森林セラピー等体験型一般公開講座を実施する	新規	自治調査会
⑤カーボン・オフセットの研究	○平成21~22年度の研究成果を踏まえ、実証的な研究・検討等を行う。また、カーボン・オフセットクレジットを購入し、62市区町村の具体的な取組みに寄与する。	継続	特別区協議会
[3] 人々が環境を考え、行動できる場の設定			
①みどり体験交流事業	○各市区町村が実施する「みどり体験交流事業」に対し助成金を交付する。	継続	町村会
②みんなで環境を考える共同行動の実施	○企業や学校、地域関係団体等が実施している環境問題にかかる様々な活動や取り組みを発表し、紹介するイベントを開催する。	継続	市長会
③(仮称)共同行動参加システムの構築、運用・保守	○平成21年度に作成したシステムの基本計画及び平成22年度に実施した基本計画の検証結果を基に、(仮称)共同行動参加システムの構築、運用・保守を行う。	改変	特別区協議会
事業費合計			2億5,820万円

平成 24 年 3 月 印刷

登録番号 (23) 141

平成 24 年 3 月 発行

崖線の緑を保全するためのガイドライン

編集・発行 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

TEL 03(5388)3264 (ダイヤルイン)

印 刷 昭和商事株式会社

TEL 03(3910)5921



古紙パルプ混合率100%再生紙を使用しています

